

第70号議案

一宮市立大和西小学校学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

一宮市立大和西小学校学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年12月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野 和雄

提案理由

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第5条及び第17条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市立大和西小学校学校運営協議会委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成28年12月31日)

氏名	性別	備考
みやた ゆきお 宮田 幸男	男	平成28年11月18日付で辞任届が出されたため

2. 一宮市立大和西小学校学校運営協議会委員 委嘱候補者

氏名	性別	備考
あさの やすまさ 浅野 靖昌	男	新任

3. 委嘱期間

平成29年1月1日から平成29年3月31日

※一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第5条
第2項の規程に基づく前任者の残任期間

○一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 18 年 3 月 29 日

教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、一宮市立小中学校(以下「学校」という。)の運営に関する一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造をめざすことを目的とする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

- 2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 指定の期間は、2 年とし、再指定をすることができる。

(協議会の委員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置校の所在する地域の住民(第 10 条において「地域の住民」という。)
- (2) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者(第 10 条において「保護者」という。)
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

- 2 委員の一部については、これを公募することができる。この場合において、公募に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。
- 4 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。
- 5 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
- 6 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(委員の服務)

第 6 条 委員は、その地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷付け、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬等)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、条例で定める。

(基本方針等の承認)

第 8 条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び経営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 予算の執行計画
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、設置校の校長が必要と認める事項

2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営等についての意見)

第 9 条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、別に定めるところにより、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前 2 項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取しなければならない。

(運営への参画等)

第 10 条 協議会は、設置校の運営について、地域の住民及び保護者の理解、協力、参画等が促進されるように努めなければならない。

(情報発信)

第 11 条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めなければならない。

(情報の提供及び説明)

第 12 条 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第 13 条 協議会は、設置校の校長の同意を得て、設置校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合においては、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第 14 条 協議会に、会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長は設置校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 15 条 会長は、設置校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、設置校の校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 設置校の校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があると認めるときは、職員及び児童若しくは生徒を会議に出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し)

第 16 条 法第 47 条の 5 第 7 項の規定に基づき、教育委員会が指定の取消しを行わなければならない場合は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員間の意見が対立し、協議会としての意思形成が困難な場合
 - (2) 協議会の活動の実態が認められない場合
 - (3) 設置校の校長と協議会の方針が著しく対立し、学校運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、学校運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 2 教育委員会は、指定の取消しに当たっては、事前に設置校の校長と連携して協議会に対し、必要な指導又は助言を行い、その運営改善に努めるものとする。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 6 条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第 18 条 この規則において別に定めるとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成28年12月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
 - (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
 - (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
 - (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
 - (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
ア 市内の教育関係団体
イ 報道機関（新聞社又は放送局）
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
 - (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
 - (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。
- (1) 営利を目的として行われる事業
 - (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
 - (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
 - (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
 - (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
 - (6) 市内全域を対象としない事業
 - (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
 - (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
37	ルミナスクラブ NPO 法人アスペエル デの会尾張支部 支部長 まえだ みかこ 前田 深佳子	H28年度発達障がい 理解啓発セミナー	講演会 「発達障害の理解と対応 ～二次障害と地域資源 福 祉制度を中心に～」 講師：宮地 泰士 ：鷺尾 麻仁 ・発達障害に関心のある保 護者・教育者・医療関係者 ・計96名	平成29年1月 22日(日)	一宮地場産業 ファッション デザインセン ター視聴覚室	有料 一般 1,000円 会員 800円	(4) (6)
38	特定非営利活動法人 めぐりの森の仲間た ち 代表理事 ながよし ごう 永吉 剛	清流王国郡上・春休み こどもキャンプ	・子どもが主体となり、何 をして遊ぶのかを自分た ちで考えるフリーキャン プを行う。 ・活動例として、森の隠れ 家づくり、アウトドアク ッキング、キャンプファイヤ ーなどを行う。 ・2泊3日 ・東海地方在住の小学校 1年生から中学3年生 ・計150名	平成29年 3月26日(日) ～3月28日(火) 3月30日(木) ～4月1日(土) 4月3日(月) ～4月5日(水)	こうじびら山 の家 岐阜県郡 上市明宝畑(佐)	有料 2泊3日 29,800円	(4) (6)
39	一宮アカデミー 代表 たかぎ ひでとし 高木 秀寿	「がんばれ新小学一年 生」講演会・交流会	・地域の子育て支援 の一環として、4月 に小学校への入学を 控えている親子向け に講演会を行う。 ・参加者家族と先輩 ママとの交流会で、 意見交換を通じて子 育ての仲間を広げ子 育てママをサポート する。 ・来年度入学予定の 親子 ・計40名	平成29年2月 19日(日)	尾張一宮駅 前ビル(i ビル)3階市 民活動支援 センター会 議室	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
40	宮城県復興支援センター センター長 茂木 秀樹	国際交流&イングリッシュキャンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の仮設住宅入居児童・避難児童の心のケア支援の一助 ・風化防止及び危機意識の向上 ・子ども達の国際交流・多文化共生・小学校外国語活動の促進 参加者:愛知県内在住の小学生 小学校1年生~6年生 各回 105人	平成29年 3月25日(土) ~3月26日(日) 4月22日(土) ~4月23日(日) 5月13日(土)~ 5月14日(日) 6月24日(土) ~6月25日(日) 8月9日(水) ~8月10日(木) 8月24日(木) ~8月25日(金)	愛知県美浜少年自然の家	避難生活小学生 無料 一般小学生 24,800円	(4)
41	福井市自然体験交流推進協議会 会長 前川 勝己	2017子どもジオ自然体験活動(17ふくい春の恐竜たいけんキャンプ)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験や文化体験を通じて子ども達の生きる力を育む。 ・恐竜博物館で恐竜の生きていた時代の様子に触れるとともに、地球の成り立ち、日本の成り立ちを学び子どもたちの科学する心を育てる。 ・新たなスタート(進級・進学)に第一歩を踏み出すために、異年齢の交流や共同生活を体験する。 参加者:小学校1年生~6年生 各組35名	1組 平成29年 3月30日(木)~ 3月31日(金) 2組 平成29年 4月1日(土)~ 4月2日(日)	勝山恐竜の森 福井県立恐竜博物館 県立奥越高原 青少年自然の家など	12,000円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
55	華道家元池坊愛知 支部 支部長 うかい とよえ 鶴飼 豊江	第36回池坊愛知 支部花展	いけばな作品の展示	平成29年 2月17日(金) ～ 2月20日(月)	名鉄百貨店 一宮店	無料	(6)
56	家庭倫理の会一宮 市 会長 おおしま はるみ 大島 春美	子育てセミナー	「和やかな家庭づくり」を テーマとしたセミナー	平成29年 2月16日(木)	一宮市民会館	有料 200円	(6)
57	ののはな太鼓 代表 くずや けいこ 葛谷 恵子	交流演奏会	障害児・者の和太鼓グル ープと健常者の和太鼓グル ープとの交流演奏発表 会	平成29年 3月26日(日)	木曾川公民館	無料	(6)
58	家庭倫理の会一宮 市 会長 おおしま はるみ 大島 春美	家庭倫理講演会	「つながる」をテーマとし た、和やかな家庭づくり についての講演会	平成29年 4月30日(日)	アイプラザ 一宮	有料 1,000円	(6)
59	医療法人山下病院 院長 かたやま まこと 片山 信 主催(共催) 医療法人山下病院 及び 一般社団法人一宮市医師会	第17回消化器病 市民公開講座	がんの早期発見・早期治 療の必要性や健康づくり を推進するための講演会	平成29年 3月11日(土)	一宮市民会館	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
60	ペップダンススタジオ 代表 なかじま まゆみ 中島 舞美	第4回ペップダンス スタジオ発表会	ダンスの発表会	平成29年 8月20日(日)	名古屋文理大 学文化フォー ラム	有料 1,000円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
42	愛知県ソフトテニス連盟 一宮支部 支部長	第27回 愛知近県選抜 高等学校ソフト テニス大会	東海4県下選抜による 高校生男女 32 チーム の団体戦で実施 予選リーグと決勝ト ーナメント方式で実 施する	平成29年 3月18日 (土)・20日 (祝・月)	一宮市 テニス場	1チーム 1日 3,000円	(6)
43	ほんだみねお 本田峰雄	第21回 選抜高等学校 ソフトテニス 一宮研修大会	東海4県下選抜による 高校生女子 48 チーム の団体戦で実施 予選リーグと決戦ト ーナメント方式で実 施する	平成29年 3月24日 (金)・25日 (土)	一宮市 テニス場	1チーム 1日 2,500円	(6)
44	特定非営利活動法 人木曾川文化・ス ポーツクラブ 理事長 ひびのたかお 日比野隆夫	第2回一豊杯 争奪西尾張地区 小学生剣道大会	西尾張全域の剣道教 室・剣道道場を対象と した小学生の剣道大 会で予選リーグ及び 決勝トーナメント方 式で実施する。	平成29年 3月26日 (日)	一宮市 総合体育館	1チーム 5,000円	(4) (6)
45	愛知ユースホステ ル協会 理事長 おおた たかし 太田 孝	ユースホステル 協会 2017年 春休み体験教室	親元を離れて団体生 活をすることにより、 自主性と責任ある態 度と思いやりの心を 養う。 団体生活を通して学 校や家庭とは異なっ た体験に積極的に係 るなかで自然とのふ れあいのすばらしさ や豊かな心を育み、力 強く生きる力を身に 付けることを目的と する。	平成29年 3月27日 (月)～ 4月4日(火)	①大阪府 ②東京都 ③和歌山県 ④山口県 ⑤山梨県 ⑥神奈川県 ⑦東京都	小学校3年 生～6年生 の男女 ①31,800円 ②49,800円 ③52,800円 ④58,800円 ⑤31,800円 ⑥48,800円 ⑦52,800円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
46	愛知県 一宮総合運動場 場長 <small>あおやまのりひこ</small> 青山徳彦 主催 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	平成28年度 「スプリント トライアル」	小学生 50mスプリント、中学生以上 100mスプリントを1人2回記録測定を実施する。	平成29年 3月18日 (土)	いちい信金 スポーツ センター	小学生 500円 中学生以上 1,000円	(4)
47	愛知県立 一宮北高等学校 校長 <small>まきのふみお</small> 牧野文輔	北斗 スポーツ・ カルチャー フェスティバル	地域貢献活動の一環として、スポーツ・文化活動を通して、小学5・6年生対象に(サッカー・陸上・ソフトボール・野球・バレー・バスケ・テニス・ソフトテニス・柔道・卓球・太鼓・吹奏楽・調理製菓・写真・手芸美術) 1人2種目選択し実施する。	平成29年 2月4日(土)	愛知県立 一宮北 高等学校	無料	(2)